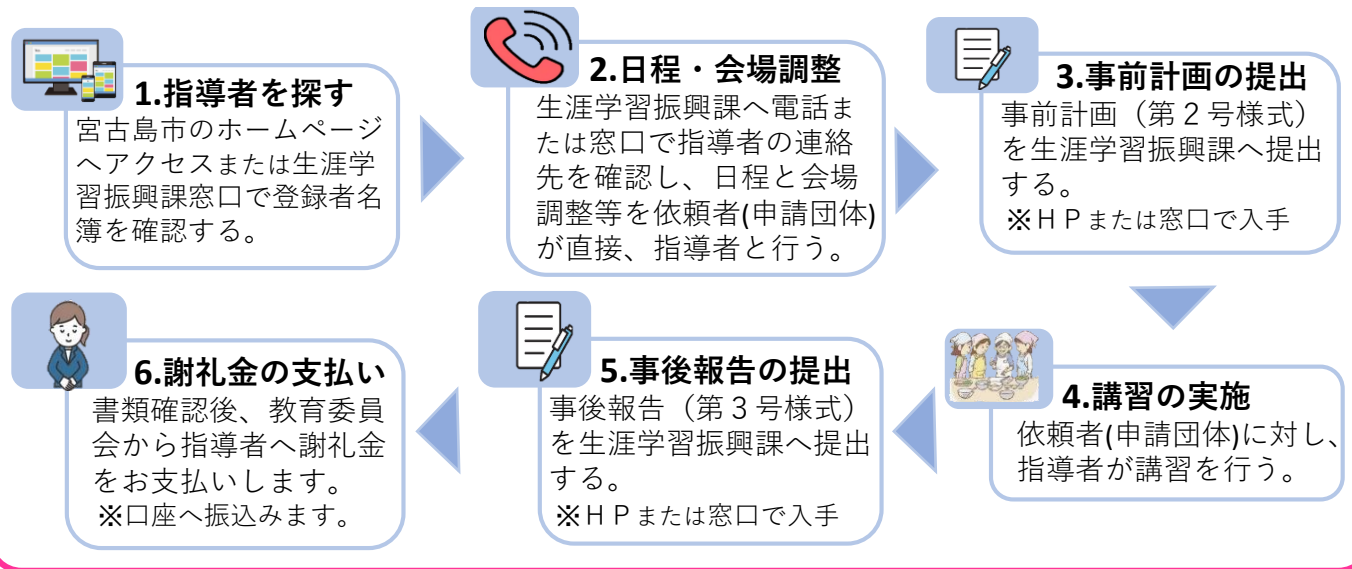


宮古島市生涯学習リーダーバンク事業

教える人と学びたい人を結びつけることを目的に、豊富な知識・経験、優れた技術や才能、ボランティア活動への意欲を持つ方々にリーダー（指導者）として、指導できる分野・指導できることを登録してもらい、地域・グループ等で学習する方々に活用していただく制度です。

学習したいけど指導者がいない、または指導者を探しているけど見つからない、このようなことでお困りの皆さん、ぜひリーダーバンクをご活用ください。

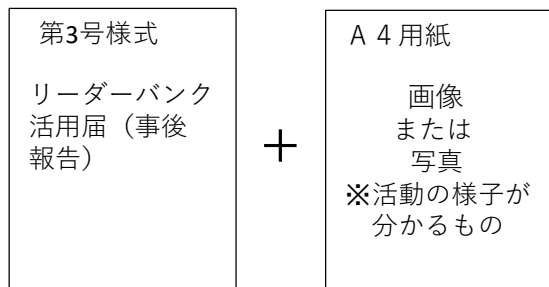
リーダーバンクを利用するには▶▶▶



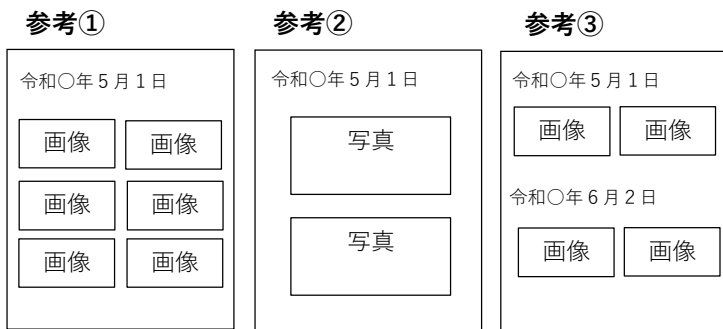
活用届(事後報告)の提出方法▶▶▶

提出書類は2つ

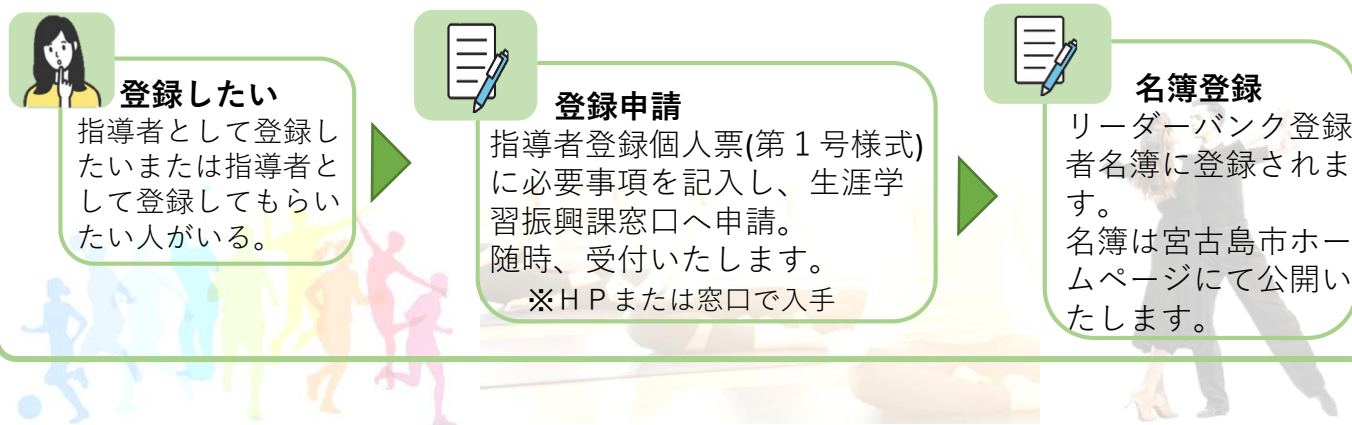
- ① リーダーバンク活用届（第3号様式）
- ② A4用紙に活動の様子が分かるように画像または写真を貼付してください。



画像のレイアウト参考例



指導者登録するには▶▶▶



宮古島市生涯学習リーダーバンク事業



Q. 事業の目的は何ですか？

A. 地域の中で、知識や技術、豊富な経験を持つ人をリーダー(指導者)として登録してもらい、市民の皆さんが学習活動するときの手助けをしていただく制度です。

Q. リーダーバンクの登録者はどこで確認できますか？また利用に必要な書類はどこにありますか？

A. 宮古島市のホームページ（HPトップ→宮古島市教育委員会→生涯学習振興課→生涯学習指導者登録制度）または宮古島市教育委員会生涯学習振興課の窓口でご確認ください。

Q. 講習の日程及び会場調整は誰が行いますか？

A. 日程及び会場調整は、依頼者(申請団体)が直接、指導者と行ってください。

Q. 個人でも利用できますか？

A. 公立学校または4名以上のサークル等の団体が利用できます。模合メンバーで活用するのもOK。

Q. 講習の回数に制限はありますか？

A. 同一団体が同一講習に同一指導者を継続活用する場合は、原則、1年度に5回までです。

Q. 講習を行った指導者へ謝礼金は支払われますか？

A. 指導者への謝金は、1回につき3,000円を教育委員会がお支払いします。ただし、依頼者が公立学校等以外の公的機関の場合は、その機関が謝礼の全額を負担していただきます。

Q. 指導者登録している者が自己の所属団体に対し、リーダーバンクの活用はできますか？

A. 申し訳ありませんが、講師所属の団体に対する講習に対しては、謝金のお支払いはできません。

Q. 指導者へ交通費は支払われますか？

A. 指導者への交通費が発生する場合は、依頼者に負担していただきます。

Q. 講習を行うための材料費などは誰が負担しますか？

A. 依頼者に負担していただきます。

Q. 1日(1講習)に呼べる講師の人数は決まっていますか？

A. 1日(1講習)につき2人までです。例えば、指導者に対して、生徒の数が多く、時間内に教えるのが難しい場合などが想定されます。

Q. 指導者として登録したいのですが、資格がなくても登録できますか？

A. リーダーバンクは、市民の教えた意欲のある方と学びたい意欲のある方を繋ぐ制度ですので、資格はあった方がよいですが、無い方でも登録することは可能です。

Q. 指導者の登録期間は何年ですか？

A. 登録期間は、原則5年です。登録期間満了を迎える指導者へ更新通知を送付いたします。

Q. 指導者の登録事項に変更がある場合はどうしたらよいですか？

A. すみやかに指導者登録個人票を教育委員会生涯学習振興課にご提出ください。

Q. 指導者の登録を取り消すにはどうしたらよいですか？

A. 本人の申し出により、随時取り消すことが可能です。
また、①指導者が更新手続きを行わないとき ②指導者が活動を継続できなくなったとき ③指導者として不適格と認められるときは、登録の取り消しを行います。



宮古島市教育委員会 生涯学習振興課

問い合わせ

☎ 0980-72-3764

ここからも
宮古島市HP
アクセスでき
ます！

